

# 補助金の申請から受け取りまでの流れ

## (1) 後付け安全運転支援装置取扱事業者と相談

設置可能な車種かどうか、設置作業予定日がいつ頃になるかを確認してください。  
安全運転支援装置購入設置にかかる見積書を取ってください。

## (2) 補助金交付申請書の提出 町民安全課窓口（大口町役場1階）にご提出ください。

補助金交付申請書【町指定の様式】（原本）

※ 様式は町民安全課の窓口配布または大口町ホームページからダウンロードしてください。

＜添付書類＞ ①自動車車検証の写し、②運転免許証の写し、③見積書の写し（後付け安全運転支援装置取扱事業者が発行したもの）、④安全運転支援装置の機能が確認できる書類（カタログ、パンフレットなど）の写し  
【お願い】 車検証などの写しは、必ずコピーを提出してください。

## (3) 補助金の交付決定

申請内容を確認し、補助対象と確認がとれたら交付決定を通知します。  
申請書提出から交付決定の連絡は1か月程度かかります。

## (4) 後付け安全運転支援装置取扱事業者で購入設置

安全運転支援装置を購入設置してください。

事業者「安全運転支援装置販売・設置証明書」を記載してもらってください。

※ 証明書様式は町民安全課の窓口配布または大口町ホームページからダウンロードしてください。

## (5) 補助金実績報告書の提出 町民安全課窓口（大口町役場1階）にご提出ください。

購入設置後30日以内（最終提出日は令和3年2月26日）までに提出してください。

補助金実績報告書【町指定の様式】（原本）

※ 様式は町民安全課の窓口配布または大口町ホームページからダウンロードしてください。

＜添付書類＞ ①安全運転支援装置販売・設置証明書（原本）  
②領収書の写し（後付け安全運転支援装置取扱事業者が発行したもので、内訳明細の記載があるもの）

## (6) 補助金の金額確定

報告内容を確認し、不備がなければ補助金額の確定通知を送付します。

## (7) 補助金請求書の提出 町民安全課窓口（大口町役場1階）にご提出ください。

補助金額確定後、速やかにご提出ください。（最終提出日は令和3年3月10日）

補助金請求書【町指定の様式】（原本）

※ 様式は町民安全課の窓口配布または大口町ホームページからダウンロードしてください。

請求書に記入する金融機関口座の名義は、補助対象者本人のものに限ります。

## (8) 補助金の受け取り

請求書提出から金融機関口座へのお振込みは1か月程度かかります。

お問合せ先

大口町 町民安全課（大口町役場1階）

電話 95-1966（直通）

電子メール [chominanzen@town.oguchi.lg.jp](mailto:chominanzen@town.oguchi.lg.jp)